

AFTC INFORMATION

修復歴に関する不当表示を行った 公取協非会員事業者に対し、茨城県が措置命令 有限会社協和自動車（茨城県）

茨城県は、2020年3月5日付で、「修復歴の有無に関する不当表示」を行った上記事業者に対し、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認））が認められたため、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

<違反事実の概要（3月5日付）>

事業者名	営業店舗	所在地	代表者	対象車両台数
有限会社協和自動車 （公取協非会員）	千代田店 つくば店 ラビットつくば東店	茨城県	代表取締役 諸井 武久	21台

●修復歴の有無に関する不当表示

ウェブサイト「カーセンサー」及び「グーネット」、中古車情報誌「グー北関東版」に広告掲載した中古自動車21台について、修復歴がある車両であるにもかかわらず、修復歴「なし」と表示した。

○詳細については、次の茨城県ホームページをご覧ください。

【3月5日付 措置命令】

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/sodan/torikumi/documents/ko-hyobun.pdf>

会員各社に対しましては、このような表示を行わないよう、規約に基づく適正な表示について、再度、周知徹底をお願い致します。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112